

議案第 15 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 15 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 10 年墨田区条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（保健衛生業務手当）

第 3 条 保健衛生業務手当は、保健所に勤務する職員で、感染症の患者その他これに準ずる者に接触する業務に従事したものに支給する。

2 保健衛生業務手当の額は、従事した日 1 日につき 160 円を超えない範囲内において、墨田区規則（以下「規則」という。）で定める。

付 則

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例に定める業務に従事した職員に支給することとなった特殊勤務手当で、同日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

（提案理由）

社会情勢の変化等に鑑み、保健衛生業務手当のうち、相談員として精神保健相談業務に従事した職員及びエックス線操作の業務に従事した職員に支給する手当を廃止する必要がある。